

令和7年度 青森市保育料表【青森・浪岡共通】

【教育標準時間保育料（１号認定：幼稚園、認定こども園で教育を利用する場合）】

保育料が無償となります。

【保育標準時間・保育短時間保育料（２・３号認定：保育園、認定こども園で保育を利用する場合）】

２歳児クラス以上は、保育料が無料となります。０歳児から１歳児クラスまでの保育料は、下表のとおりとなります。

▼国基準額			単位：円		▼市基準額				単位：円	
階層	３歳未満児				階層	定義（父母等の税額の合計※1）	３歳未満児			
	標準	短時間					標準	短時間		
1	0	0			A	生活保護受給世帯等	0	0		
2	0	0			B	市民税非課税世帯	0	0		
3	19,500	19,300			C 1	市民税均等割のみ課税	15,500	15,230		
4	30,000	29,600			C 2	市民税所得割 24,300円未満	17,500	17,200		
					C 3	市民税所得割 24,300円～48,599円	17,500	17,200		
					D 1	市民税所得割 48,600円～53,499円	21,250	20,880		
					D 2	市民税所得割 53,500円～57,099円	23,000	22,600		
					D3-1	市民税所得割 57,100円～57,699円	24,750	24,320		
					D3-2	市民税所得割 57,700円～64,399円	24,750	24,320		
					D 4	市民税所得割 64,400円～66,799円	24,750	24,320		
					D 5	市民税所得割 66,800円～77,699円	26,500	26,040		
					D 6	市民税所得割 77,700円～78,899円	28,250	27,760		
					D 7	市民税所得割 78,900円～87,399円	28,250	27,760		
5	44,500	43,900			D 8	市民税所得割 87,400円～96,999円	28,250	27,760		
					D 9	市民税所得割 97,000円～108,499円	35,000	34,400		
					D10	市民税所得割 108,500円～123,299円	35,800	35,190		
					D11	市民税所得割 123,300円～136,999円	38,700	38,040		
					D12	市民税所得割 137,000円～144,999円	41,600	40,890		
					D13	市民税所得割 145,000円～151,899円	41,600	40,890		
					D14	市民税所得割 151,900円～168,999円	41,600	40,890		
6	61,000	60,100			D15	市民税所得割 169,000円～190,299円	50,000	49,150		
7	80,000	78,800			D16	市民税所得割 190,300円～300,999円	50,000	49,150		
					D17-1	市民税所得割 301,000円～396,999円	50,000	49,150		
8	104,000	102,400			D17-2	市民税所得割 397,000円以上	50,000	49,150		
※青森市は国基準額を基本に独自で軽減し、子育てしやすい環境としています。										
※1 父母等の税額の合計 4～8月の保育料を算定する場合 （市民税）R6年度の合計金額 9～3月の保育料を算定する場合 （市民税）R7年度の合計金額										
▼国基準額			単位：円		▼市基準額				単位：円	
階層	３歳未満児				階層	定義（父母等の税額の合計※1）	３歳未満児			
	標準	短時間					標準	短時間		
B 0	0	0			B 0	市民税非課税世帯	0	0		
C11	4,920	4,830			C11	市民税均等割のみ課税	4,920	4,830		
C21	5,600	5,500			C21	市民税所得割 24,300円未満	5,600	5,500		
C31	5,600	5,500			C31	市民税所得割 24,300円～48,599円	5,600	5,500		
D41	7,210	7,080			D41	市民税所得割 48,600円～53,499円	7,210	7,080		
D51	7,810	7,670			D51	市民税所得割 53,500円～57,099円	7,810	7,670		
D61	8,400	8,250			D61	市民税所得割 57,100円～64,399円	8,400	8,250		
D71	8,400	8,250			D71	市民税所得割 64,400円～66,799円	8,400	8,250		
D81	9,000	8,840			D81	市民税所得割 66,800円～77,100円	9,000	8,840		
▽ひとり親、障がい者等の世帯軽減適用										

【保育料の軽減について】

○多子軽減(階層C 1～D 3－1、C 1 1～D 8 1の世帯が対象)

区分	多子世帯	ひとり親、障がい者等の世帯
第1子	100%	100%
第2子	50%	0%
第3子	0%	0%

○同時入所軽減

お子さんが、保育所や幼稚園、認定こども園等に２人以上入所している場合、左記保育料に次の割合をかけた保育料となります。

区分		保育標準時間 保育短時間
2人同時入所の場合	1人目	70%
	2人目	50%
3人同時入所の場合	1人目	0%
	2人目	35%
4人以上同時入所の場合	3人目	0%
	1人目	0%
	2人目	0%
4人以上同時入所の場合	3人目以降	0%

○第3子軽減

多子軽減の対象とならない世帯で、入所している児童が、扶養している第3子以降の場合に保育料が軽減されます。

※1 左記に記載する税額は、原則として保護者（父母）の合計額です。

ただし、家計の主宰者（家計を担う主たる者）が別にいる場合は、その方の税額も算入します。

※2 保育料算定の根拠となる市町村民税額については、次の控除等は適用されません。

配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、既存住宅の耐震改修をした場合の特別控除、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、既存住宅の耐震改修をした場合の特別控除、電子証明書等特別控除、一部寄付金控除

※3 保育料は、４月１日現在の子どもの年齢によって決定します。

・２歳児クラス以上とは、４月１日現在の年齢が２歳以上の子ども

・０歳児から１歳児クラスまでとは、４月１日現在の年齢が０～１歳の子ども

※4 税額が確認できない場合には、算定範囲内で最も高額な保育料となりますのでご注意ください。